


所管部課	市民部 市民課		部長	広沢 光政			
件名	東大和市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要綱の一部		を改正する要綱について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号の施行及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正が行われる。このことに伴い、東大和市住民基本台帳ネットワーク管理運用要綱について、住民基本台帳ネットワークシステムの端末機を利用できる者が市民課職員に加え他課職員にも拡がることから一部改正をするものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの端末機等が設置されている課に入室できる者を、端末機が設置された課の職員、端末機設置課の長から承認を受けた者及びセキュリティ責任者から許可を受けた者に改める。 ・第8条第7項中、「セキュリティ責任者」の次に「及び端末機設置課の長」を加える。 ・第10条中、「セキュリティ責任者は、操作者」を「システム管理者は、操作者及びその者が属する課の職員」に改める。 ・第10条の3中、住民基本台帳カードの文言を削除する。 <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 効果及び影響 市民課以外の課の職員が住民基本台帳ネットワークシステムの端末機を利用できるようになる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。